

史料試訳 リヨン大司教アモロのラングル司教テウトバルドゥス宛書簡

監訳・解題：菊地 重仁

訳：荻野 美櫻子・上遠野 翔・清水 栞・長澤 咲耶・弓岡 弘樹・李 彦博

1. 解題

ここに訳出したのはリヨン大司教アモロ（アムロ）がラングル司教テウトバルドゥス（ティボー）に宛てた書簡である¹。属司教であるテウトバルドゥス（在位 838-856）²が、ディジョンのサン・ベニーニュ教会で「聖遺物」と目された骨をめぐる生じている事態について助言を求めたのに対し、アモロが回答している。本書簡で言及されている事態、つまりディジョン周辺の民衆の（教会当局に認可されていない）自発的な信心の発露のみならず、放浪修道士が「聖遺物」をもたらしたこと、「聖遺物」がイタリア由来であること、疑わしい入手法、民衆たちの間での熱狂の広まりなどといったことは、カロリング世界の各地で同様の事例を確認することができると P. J. Geary は言う。しかし彼も認めるように、本書簡はともすれば 9 世紀の聖遺物崇敬実践においてよくある（しかしスキヤングダラスな）事態とも言えるディジョンでの事件を詳細に描き出しており³、その具体性において本書簡は史料として貴重な価値を有していると言えよう。同時に本書簡は、民衆の熱狂に対する 9 世紀の教会人たちの対応の舞台裏をも垣間見せてくれる。

(1). 著者について

本書簡の著者であるアモロの生涯については情報が少ない⁴。リヨン大司教アゴバルドゥス（在位 816-840）⁵が 840 年 6 月 6 日に死去したことを受けて、助祭アモロが 841 年 1 月 16 日に後任と

¹ 訳文は監訳者の菊地が 2022 年度に東京大学大学院人文社会系研究科で開講した「西洋中世史演習」における講義の成果の一部に基づく。授業終了後も上遠野を中心に参加者たちが議論を重ね、監訳者が全体を整えるという訳文成立のプロセスを踏まえると、訳者毎の担当箇所のようなものは明示し難い。誤訳を含むなんらかの不備があれば、それは監訳者の責任に帰される。他方、解題・訳注は基本的に菊地が単独で責任を負っている。

² テウトバルドゥスについては差し当たり以下の文献を参照。J.-P. Bouhot, “Notice,” *Agobard de Lyon, Œuvres: texte critique du CCCM 52 (L. Van Acker)*; avant-propos de N. Bériou; sous la direction de M. Rubellin (*Sources chrétiennes* 583), vol. 1, Paris, 2016, p. 420; S. Kikuchi, *Herrschaft, Delegation und Kommunikation in der Karolingerzeit. Untersuchungen zu den Missi dominici (751-888)* (MGH Hilfsmittel 31), Wiesbaden, 2021, p. 858.

³ P. J. Geary, *Furta Sacra. Thefts of relics in the central Middle Ages*, 2nd, rev. ed., Princeton, 1990, pp. 28f.

⁴ アモロの生涯や著作に関する基本的な情報は次の文献にまとめられている。H. Gemer, *Lyon im Frühmittelalter. Studien zur Geschichte der Stadt, des Erzbistums und der Grafschaft im 9. und 10. Jahrhundert*, Cologne, 1968, pp. 66-72; Bouhot, “Notice,” pp. 417-19; 1. Amolo von Lyon, *Liber de perfidia Iudaeorum*, ed. by C. Herbers-Rauhut (MGH Quellen zur Geistesgeschichte des Mittelalters 29), Wiesbaden, 2017, pp. ix-xxiii; J.-P. Bouhot, “Agobard et Amolon,” F. Bougard, A. Charansonnet & M.-C. Isaïa (eds.), *Lyon dans l’Europe carolingienne. Autour d’Agobard (816-840)* (Haut Moyen Âge 36), Turnhout 2019, pp. 285-295.

⁵ アゴバルドゥスについては差し当たり以下の文献を参照。E. Boshof, *Erzbischof Agobard von Lyon. Leben und Werk* (Kölner historische Abhandlungen 17), Cologne – Vienna, 1969; M. Rubellin, “Un évêque carolingien singulier,” *Agobard de*

して叙階されたことを、同時代に著されたいわゆる『リヨン編年誌』が伝えている⁶。またサンス大司教ウェニコ⁷と伯ゲラルドゥス⁸との連名でアモロに宛てられた書簡が伝来している。842年2月半ば頃におそらくフェリエールのルプス⁹によってしたためられた同書簡は、先んじて送られていたシャルル禿頭王の書簡¹⁰の内容を——アモロがそれに従わなかったため——要約し、王の意に沿うよう求める内容となっている。書簡冒頭で、王がアモロとの「和合の協定」^{foedus concordiae}の締結を望んでいると述べられているが、すぐ後で、シャルルの統治領域内においてアモロの（大司教としての）権威の裁量に配慮しつつ教会の利を図る際には、アモロが合意をもって王の助力となることが望まれているのだと言い換えられている。具体的には、アモロはシャルルによって指名されたベルヌスおよびゴデルサドゥス¹¹をそれぞれオータンおよびシャロンの司教に叙階するよう強く求められていたものの、未だ実行していないため、ウェニコたちが叙階実行をあらためて催促しているという構図である¹²。843年8月にいわゆるヴェルダン条約をもってルートヴィヒ敬虔帝の息子たち

Lyon, *Œuvres*, pp. 15-69; Bougard et al. (eds.), *Lyon dans l'Europe carolingienne*.

⁶ “Annales Lugdunensis,” ed. by G. H. Pertz, *MGH Scriptores* 1, Hanover, 1826, a. 840 & a. 841, p. 110.

⁷ ウェニコについては差し当たり Kikuchi, *Herrschaft*, vol. 2, pp. 878-880 を参照。

⁸ 彼の同定は容易ではない。Fees は先行研究を整理し、当該書簡の校訂者 L. Levillain 同様に、R. Poupardin が9世紀西フランク地域に確認できると考えた5名の *comes Gerardus* のうちの一人、すなわち863年10月末にヴェルブリ王国集会に出席していた伯 (*Recueil des actes de Charles II le Chauve, roi de France*, ed. by G. Tessier [Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France], Paris, 1943, vol. 2, no. 258, pp. 81-86; *Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 860-874*, ed. by W. Hartmann (MGH Concilia 4), Hanover, 1998, no. 18, p. 168. Cf. *Recueil des actes de Charles*, vol. 2, no. 259, pp. 86-89) がこの書簡の差出人だと考えている。I. Fees—J. F. Böhmer, *Regesta Imperii I. Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751-918 (987). Bd. 2. Die Regesten des Westfrankenreichs und Aquitaniens. Tl. 1. Die Regesten Karls des Kahlen 840 (823)-877. Lfg. 1. 840 (823)-848*, Cologne et al., 2007 (以下 RI 1,2,1), no. 274, p. 110. Poupardin, Levillain, Fees らはさらにこの伯が870年6月22日付の文書をもってシャルル禿頭王と財産交換を行った同名の伯と同一人物だと考えている (*Recueil des actes de Charles*, vol. 2, no. 342, pp. 263-265)。この伯が王に譲った *pagus Camiacensis* (マルヌ県のシャンジ Changy) にある所領は、彼がルートヴィヒ敬虔帝から与えられたものだとされているため、842年に伯として活動していてもおかしくない。Kölzer はこの伯を同名のヴィエンヌ伯だと考えているようだが、論拠は示されていない。Die *Urkunden Ludwigs des Frommen*, ed. by Th. Kölzer (MGH Diplomata Karolinerum 2), Wiesbaden, 2016, Dep. 77, p. 1085. ヴィエンヌ伯ゲラルドゥスについては差し当たり Kikuchi, *Herrschaft*, vol. 2, pp. 547-549 を参照。

⁹ 彼については差し当たり Kikuchi, *Herrschaft*, vol. 2, pp. 714-718 を参照。

¹⁰ 伝来していない。Fees は842年1月頃のものだと推測している。RI 1,2,1, no. 274, p. 110.

¹¹ シャルルの親類 *propinquus* であり、ルートヴィヒ敬虔帝治世に宮廷で教育され栄誉ある地位を与えられたベルヌスについては Ph. Depreux, *Prosopographie de l'entourage de Louis le Pieux (781-840)* (Instrumenta 1), Sigmaringen, 1997, p. 133 を参照。ゴデルサドゥスについて詳細はわからない。なお *capellanus* という語は史料に現れないものの、極めて重要な教会に宮廷から司教を送り込む (*ex palatio honorabilioribus maxime ecclesiis procurat antistites*) という書簡中の表現などから、Fleckenstein や Depreux, Fees らは彼ら2名が宮廷礼拝堂に属する聖職者だったと考えている。J. Fleckenstein, *Die Hofkapelle der deutschen Könige. 1: Grundlegung. Die karolingische Hofkapelle* (MGH Schriften 16,1), Stuttgart, 1959, pp. 88 & 147; RI 1,2,1, nos. 273 & 274, pp. 108f.

¹² Loup de Ferrières, *Correspondance*, ed. by L. Levillain (Les classiques de l'histoire de France au Moyen Âge 10, 16), Paris,

の間で続いていた内戦は一旦終息をみせ、リヨンはロータル 1 世の支配領域に組み込まれることになるが、それに少し先立つ時期におけるアモロの西フランク王権に対する姿勢を読み取ることも可能かもしれない。他方 J.-P. ブオは、ルートヴィヒ敬虔帝がアマラリウスにアゴバルドゥス廃位後のリヨン管区の統括を委任したことに対する助祭フロルスの反対論陣を引き合いに出しながら、王権によって指名された人物を司教に叙階することに対する反感のようなものがリヨンには存在しており、そのような「伝統」の中にあつたアモロも、シャルルの指示に従うことに対してある種の躊躇いがあつたのだと推測している¹³。

844 年秋にフェリエールのルプスが当時（リヨン大司教管区に属する）オータンに滞在していた修道院長ウスアルドゥスに宛てた書簡にも、西フランク王権とアモロとの関係を見ることができ。そこでルプスは、とある司祭ゴデルガリウスに関する（地名を欠いた）教会会議決議と大司教アモロが発した *decretum* に言及している。両テキストの内容を承認しその遵守を命じたシャルル禿頭王の命令¹⁴をウスアルドゥスが未だ果たしておらず、ルプスが命令不履行の場合の処罰を警告しているのである。リヨン大司教と西フランク王が関与しているため、ウスアルドゥスの修道院はリヨン大司教管区のうち西フランク王国に含まれる司教区のいずれか（オータンか？）に存在したと推定されている¹⁵。さらに W. ハルトマンは当該の教会会議が 844 年頃にリヨン教会管区内で開催されたものと想定しており¹⁶、それはおそらくアモロの主催で行われたであろう。この場合、1 つの案件に関して同一人物の主導で作成された 2 つのテキストがどのような共通性と違いを示していたのか、興味を引くところではあるが、残念ながら双方とも伝来していない。

その他、ランス大司教ヒンクマルがアモロに書簡を送っていた記録がフロドアルドゥスの『ランス教会史』に 4 通分残っているが、残念ながら本文は伝来していない¹⁷。他方、独特な予定説を唱え問題となっていたオルヴェのゴテスカルクスに宛てられた書簡が伝来している¹⁸。

1927, vol. 1, no. 26, pp. 122-129. なお、ラングル司教テウトバルドゥスがアモロをサポートすることが想定されているが、彼が不在で司教叙階が不可能になりそうな場合は、ウェニロが自身の属司教たちの中から代替人員を派遣すると述べている。

¹³ Bouhot, "Notice," p. 418. ルートヴィヒ敬虔帝に対する反乱への加担を理由に 835 年アゴバルドゥスはティオンヴィルの集会において廃位されていた（同帝の治世末期に復位したと推定されている）。アマラリウスについては差し当たり Kikuchi, *Herrschaft*, vol. 2, pp. 365-371 を参照。アモロ自身の司教選出においても王権の介入の痕跡は見られない。Gerner, *Lyon im Frühmittelalter*, pp. 66f.

¹⁴ 伝来していない。RI 1,2,1, no. 448, p. 212.

¹⁵ Loup de Ferrières, *Correspondance*, vol. 1, no. 40, p. 170.

¹⁶ *Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 843-859*, ed. by W. Hartmann (MGH Concilia 3), Hanover, 1984, no. 8, pp. 45f.

¹⁷ Flodoard von Reims, *Die Geschichte der Reimser Kirche (Flodoardus Remensis Historia Remensis ecclesiae)*, ed. by M. Stratmann (MGH Scriptores 36) Hanover, 1998, c. 21, pp. 269f. 内容はそれぞれ 1) 王や有力者たちと共に開催した集会および西フランク王国内のユダヤ人の地位について；2) 3 人の王たちによって開催された集会和元ランス大司教エボについて。この書簡でヒンクマルがアモロのことを彼にとって「この上なく親愛なる、馬の合う、父」(*carissimum et unanimum sibi patrem*) だと記していたようである；3) ロータル 1 世についてとその他諸々について。この書簡ではヒンクマルが自身のことを「親愛なるあなたの息子 (*filium dilectionis ipsius [= Amolonis]*)」と称していたようである；4) オルヴェのゴテスカルクスとその教説について、となっている。

¹⁸ "Amulonis archiepiscopi Lugdunensis epistolae," ed. by E. Dümmler, *Epistolae Karolini aevi*, III (MGH Epistolae 5), Berlin,

さて先述の通り、リオンはロータルの支配するいわゆる中部フランク王国に属したが、リオン大司教管区その他の司教座（オータン、シャロン=シュル=ソーヌ、マコン、ラングル）はすべて西フランク王国に組み込まれていた。それゆえ、属司教たちが西フランク王国での集会に出席する一方、リオン大司教の出席はほぼ見受けられない¹⁹。しかし彼の著作『ユダヤ人駁論 (*Liber contra Iudaeos*) (ユダヤ人の不信心について)』の一部が845年から翌年にかけてのモー/パリ教会会議決議第73条に受容されていることから、同教会会議への出席を想定することも可能である²⁰。

アモロはリオン教会の財産の処遇をめぐるロータル1世と争っていたが、在位期の終わり頃になって妥協が成立し、リオン教会は篡奪されていた所領を回復している²¹。その後、アモロは852年3月31日に死去した²²。

(2) 書簡の内容について

紙面が限られており、また書簡自体もそれほど長大なものではなく内容の把握に困難は少ないと思われるため、要約は省略し、いくつか特筆すべき点を指摘するに留めておく。

まずは執筆時期について。この書簡は通例アモロが大司教に叙階された841年1月と、「存命」と言及されているナルボンヌ大司教バルトロメウスが死去した845年1月の間、しかしさらに書簡で言及されている四旬節との時期的な連関から下限は少し前倒しとなり、841年1月から844年半ばにかけての時期に執筆されたと考えられている²³。しかしブオは書簡内に見てとれる前任者アゴバルドゥスの権威を強調するアモロの姿勢から、この書簡は（大司教位の継承を強く意識する）アモロの在位期の初期に書かれたと推定している²⁴。

次いで書簡の内容に関連して。冒頭で述べたように、本書簡では詳細不明な骨、すなわち信憑性

1899, no. 2, pp. 368-378. その他に2点、アモロの名前で書かれた予定説に関するテキストが伝来しているが、これらはどちらもリオンの助祭フロルスによって執筆されたものである。Amolo von Lyon, *Liber de perfidia Iudaeorum*, p. xviii.

¹⁹ S. Kikuchi, “Teilnehmerliste der Reichsversammlungen unter Karl dem Kahlen” (843-877) (<https://www.mgh.de/de/publikationen/reihen-der-mgh/hilfsmittel/kikuchi>). ただしリオンはプロヴァンス王シャルルの死後、西フランク王国に組み込まれる。なお8・9世紀にかけてフランク王国内に首都大司教制度が復興・再整備されたが、フランク王国内の統治単位の境界と大司教管区の境界とが一致しないケースはリオン大司教管区に限られない。例えばランス大司教管区はおおよそ西フランク王国に属したが、カンブレ司教区だけはロータルの王国に属していた。

²⁰ MGH Concilia 3, no. 11, c. 73, pp. 119-123; Amolo von Lyon, *Liber de perfidia Iudaeorum*, pp. xv, cviii-cxvii. 同著作はこの会議の少し前および会議間に執筆されたことになる。Ibid., pp. cxvii-cxxi.

²¹ *Die Urkunden Lothars I. und Lothars II.*, ed. by Th. Schieffer (MGH Diplomata Karolinerum 3), Berlin et al., 1966, no. 117, pp. 268-270. リオン教会の財産に関しては、アモロが2冊の手稿本を同教会に寄贈した記録が残っているというところにも言及しておく。Amolo von Lyon, *Liber de perfidia Iudaeorum*, pp. xiv-xv with n. 23.

²² Amolo von Lyon, *Liber de perfidia Iudaeorum*, p. xix.

²³ Ch. West, “Unauthorised miracles in mid-ninth-century Dijon and the Carolingian church reforms,” *Journal of Medieval History* 36-4 (2010), pp. 295-311, here 171.

²⁴ Bouhot, “Notice,” p. 417.

に疑問が残る「聖遺物」が話題となっている。アモロはその骨が起こす「奇跡」には疑念を抱きつつもその聖性を完全には否定できないため、バシリカからは撤去しつつも付近に人知れず埋めておくよう助言している。この書簡以降、問題の骨に関する言及は史料中に見られない。テウトバルドゥスがこの助言に従って撤去し埋蔵したがゆえと考えるのが妥当だと思われる²⁵。

さて先述のギアリの研究など、カロリング期の聖遺物崇敬に関連する研究において本書簡はしばしば言及されるが、このテキスト自体に焦点を当てディジョンの事件に正面から取り組んだ研究を2点紹介しておこう。1つ目はCh. ウェストが2010年に刊行した論文であり、ここで彼は同時代の様々な文脈の中で本書簡を読み解いている。そもそもこのディジョンの民衆たちによる「聖遺物」崇敬は、ルートヴィヒ敬虔帝死後の内戦がもたらした荒廃や社会不安の中に位置づけられるべきだという指摘は重要である。また歴代のラングル司教たちは元々サン・ベニーニュ教会を司教の管理下に置くべく努めてきたが、テウトバルドゥスの前任司教アルベリクス（在位 821-838）²⁶の強権的改革政策が同教会の参事会員共同体と司教との軋轢を生じさせ、これが次代に引き継がれた結果、自立性および地域における宗教的威信を主張したい共同体のイニシアティブによって件の「聖遺物」がバシリカ内に安置されることとなったとも推定している。さらにアモロが本書簡において主要な関心を向けているのは当該「聖遺物」の真偽の問題ではなく、ましてや民衆的な聖遺物崇敬の抑圧でもなく、司牧の場でありかつ信徒たちが適切に信心を発露し聖性に触れるべき場としての小教区教会が機能するか否かの問題だと捉え、カロリング期における小教区の形成プロセスおよび教会改革の文脈の中に本書簡を据えており、カロリング期教会改革の歴史的位置づけの再考をも促している²⁷。

次に紹介するのはウェストの研究に依拠しつつさらに論を進めたSh. ボブリッキの2018年の論文である。アモロの書簡において、（男性聖職者の共同体である）ディジョンのサン・ベニーニュ教会に集まっていた群集^{turba}が300から400人ほどだったこと、そのほとんどが女性だったことが言及されているが、彼はこうした女性ら社会的マイノリティを含む群集の動きとアモロのような聖界エリートによる彼らの描写を分析の対象としている。例えば書簡の中でアモロは集まった群集が困窮者たちである可能性に触れているが、ボブリッキは実際に内戦や凶作によって困窮した人々が、小教区教会——同じ理由で財源としての十分の一税の徴収も滞るなど機能不全になっていた——を通じての適切なケアを受けられなかったため、施しを求めて——新たな「聖遺物」に

²⁵ West, “Unauthorised miracles,” p. 296 n. 4 は問題の骨がラヴェンナのアポリナリスのものだった可能性を示唆している。11世紀ないし12世紀にサン・ベニーニュの修道士が同聖人の奇跡譚を記録しているが、その聖遺物はディジョン郊外の、同修道院に属する教会に保管されていたという。ただしその奉遷はメロヴィング期のこととされ、他方、最初の奇跡は10世紀のこととされている。

²⁶ アルベリクスについては差し当たり Kikuchi, *Herrschaft*, vol. 2, pp. 350-352 を参照。彼のラングル司教区改革については O. G. Oexle, *Forschungen zu monastischen und geistlichen Gemeinschaften im westfränkischen Bereich* (Münster-sche Mittelalter-Schriften 31: Bestandteil des Quellenwerkes Societas et fraternitas), Munich, 1978, pp. 163-182 を参照。アルベリクスを含む8世紀半ばから9世紀初めにかけてのラングル司教たちがバイエルン・アレマニアを拠点とする家門の出自であることについては W. Störmer, “Bischöfe von Langres aus Alemannien und Bayern. Beobachtungen zur monastischen und politischen Geschichte im ostrheinischen Raum des 8. und frühen 9. Jahrhunderts,” *Aux origines d'une seigneurie ecclésiastique. Langres et ses évêques VIII^e-XI^e siècles*, Langres, 1986, pp. 43-77 も参照。

²⁷ West, “Unauthorised miracles,” pp. 304ff.

よって人を惹きつけていた——サン・ベニーニュ教会に参集していたこと、さらにはアモロが私欲のために共謀していたかのように描いているバシリカ内の聖職者たちの一部が、実は慈善行為としてこうした貧者たちに食事を提供していた可能性さえ示唆している。しかし、こうして 300 人以上の群集のうちの少なからぬ部分が悪意なく集まっていたのだとしても、彼らが「正当な」場所に集まっていないこと、「適切に」振る舞っていないことが、アモロのような高位聖職者にとっては脅威となる問題であった。それゆえ、人々はそれぞれ所属する小教区教会に集まるべきであり、奉納物も十分の一税もその教会に対して適切に納められるべきであり（そうして確保された財源を利用して様々なケアが信徒たちに対して同所で提供される）、女性たちは家族の元へ帰るべきであり、聖人崇敬も適切な日に適切な場で行われるべきなのである、言い換えれば人々は古く正しき使徒の教え、教会の慣習のうちにあらねばならないのだ、とアモロは説いたのだとされる（ただしボブリッキはこうしたアモロの勧告がディジョンの人々には必ずしも説得的に響かなかった可能性をも示唆している）。加えてアモロがこの群集を哀れな女性たちが大半を占めたものと描いているのは、聖職者たちの間で構築されていた惑わされやすい女性の弱さという言説と結びつけることにより、問題の群集を不適切なものと特徴づけるためであったと考えられることや、アモロがテウトバルドゥスに対して頑固な群集の排除のためには笞打ちをも辞さない姿勢を勧めているように、言葉による対抗措置だけでなく実力行使もまた聖界エリートたちの群衆に対する対処の選択肢に入っていたことなどが指摘されている²⁸。

本書簡においてもう一つ興味深いのは、ディジョンのサン・ベニーニュ教会で問題となっている事態が、ディジョンのその他の教会だけでなく、ソリュ *Saulieu* の聖アンドキウス（サンタンドシユ）教会でも起こっているとアモロが言及している点である。ソリュはアモロも述べるように当時はオータン司教区に属していた。一見すると単に問題の広がりを示しているだけのように思われるかもしれないが、アモロが具体的な地名を挙げているのがディジョンとソリュだけであることは、示唆含みであるようにも思われる。実のところ、ディジョンで崇敬されていた聖ベニグヌスと、ソリュで崇敬されており書簡中でも名を挙げられている聖アンドキウス、聖テュルスス、聖フェリクス²⁹の 3 人には繋がりがあがる。現在 *Biblioteca nazionale centrale di Roma* に所蔵番号 Ms.Farf.29 を付され保存されている手稿本²⁹は 9 世紀の中葉ないし後半にファルファ修道院で作成されたものだが³⁰、司祭ベニグヌス、司祭アンドキウス、助祭テュルスス——彼ら 3 人はスミルナ主教ポリュカルポスによってガリアに派遣されたとされる——そして商人フェリクス——彼はアンドキウスらと共に殉教した——の活動、受難と殉教に関する一連のテキスト群を収録している。ヴァン・デル・ストラッテンの研究以来、これら「ブルゴーニュ地域におけるアウレリアヌス期の殉教者」にまつわる一連のテキスト群（ポリュカルポスは 2 世紀半ばに殉教し、アウレリアヌス帝の治世は 270～275 年であるため、時代錯誤的記述になっている）が全体として、おそらくラングル司教グレゴリウス（在位 506/07-539/40）の周辺で、彼によって創建されたサン・ベニーニュ教会の聖職者によって創作されたものと考えられている³¹。これを踏まえると、ベニグヌスの殉教地ディジョンの

²⁸ Sh. Bobrycki, "The flailing women of Dijon. Crowds in ninth-century Europe," *Past & Present* 240-1 (2018), pp. 3-46.

²⁹ http://digitale.bnc.roma.sbn.it/tecdigitale/manoscrittoantico/BNCR_MS_FARF_29/BNCR_MS_FARF_29/1

³⁰ <https://manus.iccu.sbn.it/cnmd/0000211485>

³¹ J. van der Straeten, "Les Actes des martyrs d'Aurélien en Bourgogne. Le texte de Farfa," *Analecta Bollandiana* 79 (1961), pp. 447-468 (with a critical edition of the text complex); D. Carron, *Peuple de saints et pèlerinages dans les diocèses d'Autun*

民衆と他の3人の殉教地ソリュの民衆との間での「聖遺物」崇敬における特異なシンクロニシティが、この2都市の人々の聖人崇敬の基盤となっている共通のテキストとの何らかの関わりを持つであろうことは推測できる³²。他方、すでに触れたようにアモロが具体的に名を挙げている都市がこの2つだけであることは、当時のブルゴーニュ地域における信仰実践あるいは宗教的心性に関する何かをも示唆しているようにも思われるが³³、詳細な考察は別稿に委ねられる。

(3) 史料の伝来について

本書簡は唯一の手稿本 Paris, BnF, Bibliothèque de l' Arsenal 717³⁴ によってのみ伝来している。この手稿本はアモロの書簡に加え、彼が本文中で要約・引用し、かつ写しを添付したと述べているアゴバルドゥスのナルボンヌ大司教バルトロメウス宛書簡³⁵を収録している。しばしば10世紀のものと考えられているが³⁶、ウェストはこれをアモロが送付した書簡「オリジナル」であると考え、ブオモ（ウェストの研究には触れていないが）これが書簡原本ではないかと推測している³⁷。他方

et de Nevers, du temps des martyrs aux temps des réformes (IV^e-XVIII^e siècles) (Thèse de doctorat de l'Université de Bourgogne), Dijon, 2006, vol. 1, pp. 23f.; M. Heinzelmann, "L'hagiographie mérovingienne: panorama des documents potentiels," M. Goulet, M. Heinzelmann & Ch. Veyrard-Cosme (eds.), *L'hagiographie mérovingienne à travers ses réécritures* (Beihefte der Francia 71), Ostfildern, 2010, pp. 27-82, here 41f. 一連のテキストをブルゴーニュ北部のキリスト教化プロセスのナラティブとみる I. N. Wood, "Constructing cults in early medieval France: Local saints and churches in Burgundy and the Auvergne 400-1000," A. Thacker & R. Sharpe (eds.), *Local saints and local churches in the early medieval West*, Oxford, 2002, pp. 155-188, here 159-163 も参照。

³² Ch. West は異なった見解を示している。West, "Unauthorised miracles," p. 300: "As it happened, there was a connection between St-Bénigne and Saulieu, in that Saulieu was dedicated to Bénigne's co-martyrs, Andochus and Tyrus. But since Bénigne's relics were not the ones held responsible for the miracles, that connection does not readily explain the miracles' dissemination."

³³ Bobrycki, "The flailing women of Dijon," pp. 26f. は、ディジョンのベニグヌスおよびソリュの3人の殉教者たちが共にリヨンの守護聖人イレナエウス（エイレナイオス）によってブルゴーニュ北部に送り出されたという伝承があったがゆえに、両所において聖人たちが蔑ろにされたような状況はリヨン大司教にとって侮辱に等しいものだったと捉えている。

³⁴ <https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b84900721>

³⁵ "De quorundam inlusione signorum," Agobard de Lyon, *Ceuvres*, pp. 182-207. この手稿本において書簡の差出人がアゴバルドゥスのみとなっている一方、他の伝来系統ではヒルデギススおよび助祭フロルスの名が併記されている点にも注意が必要であろう。Sh. Bobrycki, "An early medieval epistolary *libellus* and the question of originality: Paris, Bibliothèque de l' Arsenal, MS 717," *Scriptorium* 71 (2017), pp. 153-173, here 156f. n. 18. バルトロメウスについてのまとまった研究は管見の限り未だ不在だと思われる。差し当たり Boshof, *Erzbischof Agobard*, pp. 128, 170, 254, 261, 293; "De quorundam inlusione signorum," pp. 182f., n. 1 を参照。

³⁶ Cf. <https://archivesetmanuscrits.bnf.fr/ark:/12148/cc/799347>; <https://iiif.biblissima.fr/collections/manifest/9f3126a843e96d7e5cf783067ee4204b04d72172>

³⁷ West, "Unauthorised miracles," pp. 303f.; Bouhot, "Notice," p. 424; Bouhot, "Agobard et Amolon," p. 287. Cf. "Amulonis archiepiscopi Lugdunensis epistolae," no. 1, p. 363 ("s. IX.").

でボブリッキはこの問題を再度取り上げ、この手稿本はアモロの自筆書簡でないことはもちろん、送付された書簡の「オリジナル」でもなく、リヨンの写字室で作られたものでもないとする。他方でこの書冊を一つの特定期間に関わる書簡体の小冊子“*epistolary libellus*”とカテゴライズし、「オリジナル」がラングルに送られてからそう時間が経たないうちに（少なくとも9世紀のうちに）リヨン大司教管区の枠を超えて流布させるために作られた、「オリジナル」の基本的な外見に忠実なコピーであるとする。加えて、アモロが本書簡の中に散りばめている修辭的的技巧に鑑み、アモロ自身、このテキストを一つの緊急事態の解決のみに役立てるのではなく、より広く流布させ、（前任者アゴバルドゥスが近隣の同僚大司教に送った書簡の写しをも合わせて収録しつつ）リヨン大司教座の卓越性を主張しようとしたのではないかと推測している³⁸。

(4) 底本について

訳出にあたり底本としたのはリヨンのアゴバルドの著作を集めた『キリスト教史料』シリーズ第583巻に付録として収録された“*Lettre d’Amolon, archevêque de Lyon, à Thibaud, évêque de Langres*”である³⁹。これは先行するMGH版⁴⁰に若干の修正を加え⁴¹フランス語の対訳を添えたものであり、このフランス語訳は訳出にあたり適宜参考にした。

³⁸ Bobrycki, “An early medieval epistolary *libellus*.”

³⁹ Agobard de Lyon, *Œuvres: texte critique du CCCM 52 (L. Van Acker)*; avant-propos de N. Bériou; sous la direction de M. Rubellin (Sources chrétiennes 583), vol. 1, Paris, 2016, pp. 428-457.

⁴⁰ “Amulonis archiepiscopi Lugdunensis epistolae,” no. 1, pp. 363-368.

⁴¹ Bouhot, “Notice,” p. 425.

2. 試訳

ラングル司教テウトバルドゥス宛リヨン司教アモロの書簡⁴²

いとも敬虔で、愛という純粹なる好意でもって讃えられるべき、ラングル教会の司教テウトバルドゥス殿へ、卑しきリヨン教会の司教アモロが、主イエス・キリストにおける永遠の救いを（願い挨拶いたします）。

1. あなたが⁴³親愛なる兄弟たるあなたの 在郷司教^{chorepiscopus}⁴⁴を通して私に伝えてきたところによると、

⁴² この「表題」は fol. 1r の上部欄外に、本文とは違う書体で追記されたものである。

⁴³ アモロは本書簡において基本的に一人称として *nos*、二人称として *vos* と、それぞれ複数形を使っている。翻訳にあたり、ここでは大司教と属司教という関係性を無理に訳語に詰め込むことはせず（叙階はアモロの方が遅い）、「私」（もちろん文脈によっては「私たち、我々」と解釈している部分もある）および「あなた」と訳している。なおいわゆる一人称における「尊厳の複数形 *pluralis majestatis*」や二人称における「敬意の複数形 *pluralis reverentiae*」の今日のような意味での利用は 8・9 世紀のうちに確立していったとも言われるが、同一テキスト内での単複両形の併用も確認される。「使い分け」の意味の解釈も含む諸問題に関して以下の文献を参照。A. Th. Hack, *Codex Carolinus. Päpstliche Epistolographie im 8. Jahrhundert* (Päpste und Papsttum 35,1), Stuttgart, 2006, pp. 346-360; O. Kano, “Entre singulier et pluriel: étude sur l’emploi de la première personne dans les lettres d’Éginhard (ca. 770-840),” K. Watanabe (ed.), «*Si est tens a festere*». *Hommages à Philippe Walter*, Tokyo, 2022, pp. 129-139.

⁴⁴ Bouhot, “Notice,” pp. 419f は 840 年 11 月 23 日付の財産交換文書を引き合いに出し、当該在郷司教をインゲルラムヌス（インゲルラムヌス）と同定している。ただしノティティア形式の当該文書 (*Chartes et documents de Saint-Bénigne de Dijon: prieurés et dépendances, des origines à 1300*, ed. by R. Folz [Analecta Burgundica 5], vol. 1, Dijon, 1986, no. 51, p. 84) においてインゲルラムヌスは *episcopus atque abbas* とされ、署名に際しては *Ingelramnus episcopus* としか称していないため、もう少し踏み込んだ説明が必要である。11 世紀後半に作成された手稿本 (Bibliothèque municipale de Dijon, Ms. 591) に残るサン・ベニーニュ修道院史によれば、彼は *corepiscopus* ヘルレバルトゥスの死去に際し、同地の *pastor* の任につき、司牧において彼の後継となり、教会関連の職務を果たすようになった、とされる。その後、上記の財産交換について説明されている。ベルティロがインゲルラムヌスの後任 *corepiscopus* となるのは、イサーク（在位 857-880）がテウトバルドゥスを継いでラングル司教に叙階された後のことであるため、アモロが言及する *chorepiscopus* はインゲルラムヌスだと考えられるのである (*Chronique de l’abbaye de Saint-Bénigne de Dijon suivie de la chronique de Saint-Pierre de Bèze publiées d’après les textes originaux*, ed. by É. Bougaud & J. Gamier [Analecta Divionensia], Dijon, 1875, pp. 94f, 101. また Oexle, *Forschungen*, p. 71 はインゲルラムヌスをライヒェナウおよびザンクト・ガレン両修道院の祈祷兄弟名簿に名前が見られるラングル教会の司祭と同定している。イサークについては差し当たり Kikuchi, *Herrschaft*, vol. 2, pp. 654-656 を参照)。在郷司教 *chorepiscopus* については差し当たり B. Plank & R. Kottje, “Chorbischof,” *Lexikon des Mittelalters*, vol. 2, Stuttgart, 1983, cols. 1884-1886 を参照。9 世紀のラングル司教区における在郷司教について、とりわけそのサン・ベニーニュの *abbas* 職との関連については T. Gottlob, *Der abendländische Chorepiskopat* (Kanonistische Studien und Texte 1), Bonn, 1928, pp. 67-71; G. Bühner-Thierry, “Die Chorbischöfe der karolingischen Kirche zwischen Theorie und Praxis (8.–10. Jahrhundert),” A. Bührer & H. Röckelein (eds.), *Die „Episkopalisierung der Kirche“ im europäischen Vergleich* (Studien zur Germania Sacra. Neue Folge 13), Berlin–Boston 2022, pp. 249-264, here 250f., 264 を参照。なおリヨンでは (大) 司教ライドランドゥスの下でアゴバルドゥスとアマルベルトゥスの 2 名、アゴバルドゥスの下でアマルベルトゥスとア

最近、ディジョン^{castrium} 城市⁴⁵内の殉教者聖ベニグヌス⁴⁶の教会⁴⁷の近くで、祈りや崇敬のために津々浦々から集まる人々において何かが起こり始めており、さらに一部の人の証言によると、実のここ

ウディヌスが在郷司教として確認される。このアウディヌスはアモロの後任レミギウスの在職期である 855 年にヴァランス教会会議に出席していることが確認されるため、アモロの下でも在郷司教だった可能性がある。Ibid., pp. 65f.; Gerner, *Lyon im Frühmittelalter*, pp. 95-98. しかしアモロはここで「あなたの在郷司教」と呼んでいるため(下段では「我々の兄弟」とも呼んではいないが)、当該在郷司教がアウディヌスだとは考え難い。ポニファティウスらアングロ・サクソン系宣教師たちの活動ともリンクしたカロリング期における在郷司教の増加と衰退、教会組織上の位置付けや地域的な差異、あるいは彼らの叙階権をめぐる論争に関して、関口武彦『教皇改革の研究』南窓社、2013 年、227-228 頁; R. Pokorny, “Ein übersehenes karolingisches Briefgutachten zugunsten der Chorbischöfe,” *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonistische Abteilung*, 99 (2013), pp. 361-381; G. Bühler-Thierry, “Die Chorbischöfe der karolingischen Kirche”を参照。

⁴⁵ ディジョンに *castrum* が建設された時期や理由は不明だが、6 世紀に文字史料の中で言及されるようになる頃には、アウレリアヌス帝(在位 270-275)に帰されるようになっていた。これは同時期に執筆された一連の聖人伝が同帝の治世を舞台にしたのと同通している。J.-Ch. Picard, “Dijon,” N. Gauthier & J.-Ch. Picard (eds.), *Province ecclésiastiques de Lyon (Lugdunensis Prima)* (Topographie chrétienne des cités de la Gaule, des origines au milieu du VIIIe siècle IV), Paris, 1986, pp. 55-64, here 59.

⁴⁶ ベニグヌス(ベニーニュ)については後述のように 3 世紀アウレリアヌス帝治世に宣教活動を行い殉教したとするテキストが残っているが(例えば D. H. Farmer, *The Oxford Dictionary of Saints*, 4. ed. [Oxford Paperback Reference], Oxford – New York, 1997, p. 51 はこれに基づきベニグヌスの経歴が略述されている)、彼の崇敬についてはまずトゥールのグレゴリウス(在位 573-594)が論述している。ラングル司教だったグレゴリオスの同名の曾祖父はディジョンにおいて民衆の信仰を集めていた巨大な石棺は異教徒のものだとみなしていたが、ベニグヌスの幻視を経て埋葬者の正体を知った同司教はクリプタを整え、さらにバシリカを建てたという。“Gregorii episcopi Turonensis libri octo Miraculorum. Liber in gloria martyrum,” *Gregorii Turonensis miracula et opera minora*, ed. by B. Krusch (MGH Scriptores rerum Merovingicarum 1,2), Hanover, 1885, pp. 34-111, here c. 50, pp. 72-74. なおこのグレゴリオスの在位期よりもかなり前、すなわち 5 世紀前半から、9 世紀の初めにかけて、ラングル司教の主要滞在地はラングルではなくディジョンであった。P. Gras, “Séjour à Dijon des évêques de Langres du Ve au IXe siècle: ses conséquences sur l’histoire de la ville,” *Recueil des travaux offerts à M. Clovis Brunel*, (Mémoires et documents de l’École des Chartes 12), Paris, 1955, vol. 1, pp. 550-561; J.-Ch. Picard, “Langres et Dijon au Haut-Moyen-Âge. Christianisation et réseau urbain en Bourgogne,” *La Bourgogne. Études archéologiques*, Paris, 1984, vol. 1, pp. 85-99. Oexle, *Forschungen*, pp. 170f. はラングルへの回帰をアルベリクスの在位中、830 年頃のことだと考えている。

⁴⁷ 原文で *ecclesia* となっており、素直に「教会」と訳している。なお前註 46 で言及したラングル司教グレゴリオスが聖職者と修道士の共同体を創立したのか否かという点ははっきりしないが、7 世紀には修道士共同体の存在が史料上確認できるという。B. Schamper, *S. Benigne de Dijon. Untersuchungen zum Necrolog der Handschrift Bibl. mun. de Dijon, ms. 634* (Münstersche Mittelalter-Schriften), Munich, 1989, p. 38, n. 4. その後共同体の規律が緩んだようだが、司教アルベリクスの改革の一環で在郷司教に同教会の管理が委ねられ、参事会員の共同体が形成された。Oexle, *Forschungen*, p. 172. 上記註 44 で触れたようにインゲラムヌスはサン・ベニーニュの *abbas* として史料に現れるが、この共同体に聖ベネディクトゥスの戒律が導入され、修道院 *monasterium* として再興されるのは司教イサークの時、869 年から 872 年にかけての頃である。Recueil des actes de Charles, vol. 2, no. 326 (Pîtres, 869/7/21), pp. 218-223; Chartes et documents de Saint-Bénigne de Dijon, no. 89 (872/5), pp. 120-123.

るそれは女性にのみ起こっている、とのこと。そしてこのことに関するある種の不確かさによってあなたの魂は動揺し、私の、すなわち兄弟の助言を求めることが必要だと判断した、とのことでした。すなわち彼は次のように述べました。昨年、修道士だと自称していた2人が、前述の聖なる殉教者のバシリカにとある聖人の遺骨^{OSSE}だとされるものをもたらし、これらを都市ローマから、あるいはどこかは私にはわからないが、イタリア某所から持ってきた⁴⁸のだと主張した、しかし、全くもって恥知らずなことに、その聖人の名は忘れてしまったと述べたのだ、と。もしこの人物が本当に聖人であると彼らが知っていたとしても、彼（の遺骸）が運び出されたと言われている地において彼の名がありふれた一般的なもので、かつ、彼らが彼（の遺骸）を彼らの地元地域⁴⁹に安置して信徒たちの崇敬の対象にしようと（これを）望み、強く求め、あるいは盗み出してしまうほどに⁵⁰（聖人としての）彼の名が彼らに対してよく薦められよく知られていた、という訳でもなかったならば、あたかも（いずこであれイタリアからという）長大なる地の隔たりを越えてたいそう苦労して運ぶほどにこの人を評価し崇敬していたかのようです。あるいは確かに、彼らが彼を心からの崇敬に相応しい人物だと認め、彼を運ぶべきだと強い熱望をもって欲し、たいそう長い道のはるばると運び続けたものの、とにかくある時彼の名を忘れてしまうということもあり得たでしょう。それは、彼らが自身の救いを確かなものとし慈悲深き神を宥めるため絶え間なく願い祈り、彼が、それほどまでに高く評価し崇敬する彼が、敬虔かつ絶えることのない記憶と共に自分たちの側にいるようには希わなかった、ということになります。あるいは彼の名を想起するために文字で記そうとさえ努めなかったほどに、彼らは全くもって怠惰で愚かだったのかもしれない。

2. それゆえ、先に述べた我々の兄弟（＝インゲルラムヌス）が伝えてくれたように、あなたは思慮深く敬虔に振る舞ったわけです。すなわち、何らの保証もなく名前自体も知られていないこのような遺物^{reliquiae}を、何らかの形で受け入れるべきものとは判断しませんでした。しかしもし運んできた者たちが、約束したように、入念に吟味すべくこのものの保証を（この遺物の出所である）同地からもたらし提示することができた場合を考え、完全に退けるべきものとも判断しませんでした。これを踏まえ、彼（＝インゲルラムヌス）は私に（次のように）述べました。前述の修道士たちのうちの一人でディジョンに残っていた者は既に死に、もう一方は調査と報告のために出発したが、二度と戻ってこなかった、と。しかしながら、斯様に取るに足らない輩によってもたらされ、真正性を明言するものは何ら示されることがなく、斯様に全く馬鹿げた説明によって教会に運び込まれたかの骨が、いわば敬意を表すため、前述の誉ある殉教者（＝ベニグヌス）の墓の側に恭しく安

⁴⁸ ローマやイタリアに残されていた聖遺物のフランク王国における需要、教皇による贈与、奉遷、需要に応じて盗掘・売却した専門家などの諸問題については Geary, *Furta Sacra*, pp. 44-49; パトリック・J・ギアリ（杉崎泰一郎訳）『死者と生きる中世：ヨーロッパ封建社会における死生観の変遷』白水社、1999年、168-169、178-196頁; J. M. H. Smith, “Old saints, new cults: Roman relics in Carolingian Francia,” *Early Medieval Rome and the Christian West: Essays in Honour of Donald A. Bullough*, ed. by J. M. H. Smith, Leiden, 2000, pp. 317-339; 秋山聡『聖遺物崇敬の心性史：西洋中世の聖性と造形』（講談社選書メチエ 441）講談社、2009年（講談社学術文庫 2528、2018年）、第2章を参照。

⁴⁹ この表現から、問題の骨をもたらした二人がブルゴーニュ、あるいはディジョン周辺地域の人間であると推測されるが、West, “Unauthorised miracles,” p. 302 はさらに踏み込み、この二人はサン・ベニーニュ教会の参事会員共同体が聖遺物獲得のために派遣した人物だったという可能性を示唆している。

⁵⁰ 「聖なる盗み」については Geary, *Furta Sacra* を参照。

置され保管されている一方で、そのバシリカにおいては、何らかの奇跡miraculaのようなもの、すなわちそれを通じて神の憐れみと救いのある種ulla indicia divinae miseratioのしるしsanitas et curatioが示されるようなものとしての奇跡的な治癒や癒しの奇跡ではなく、打撃と衝撃percussiones et elisionesの奇跡が起こり始めている、すなわちそれによって哀れで弱々しい女性たちmiseræ mulierculæ⁵¹がその祈りの家の中で突然倒れ、打ちのめされ、あたかも危害を加えられたかのように思われながらも、体のどこにも傷ついているようには見えず、何らかの打撲の痕を示しているようにも見えない、とも (述べました)。あなたが送ってよこした私たちのかの兄弟からのみならず、他の若干名からも聞き知ったように、前述の理由から、あたかも驚嘆し仰天した人々の、いまや 300 ないし 400、あるいはそれ以上の数だと伝えられているほどの群れturbaがそこへ殺到しています。彼らはいましがた述べたように倒れこみ、打ちのめされ、そして少しの時が経つとあたかも正気を取り戻したかのように回復しますが、その場所を決して離れることができないのだと証言されています。というのもつまり、もし彼らが帰宅しようとしても、直ちに何だかよくわからない打撃を新たに被り、彼らが出てきた教会へと戻らざるを得なくなるからです。こうした人々の中には未婚女性も既婚女性も、年齢において若い女性も成熟した女性も、高貴な女性も平民の女性もいると言われています。

3. さらにこれらのことが、いまや聖なるベニグヌスの教会においてのみならず、同じ(ディジョン) 都市内の他の教会や⁵²、あなたの(ラングル) 司教区diocesisのあちこちの小教区parochiaにある別のいくつかの教会においても同様に起こり始めているということterritoriumを、あなたは知らせてくれました。例えばセデロクス(現ソリュ)と呼ばれているオータン司教区⁵³(のとある町⁵⁴)でも、聖なる殉教者アン

⁵¹ Bobrycki, “The flailing women of Dijon,” pp. 39f.によれば、初期中世の様々なテキストにおいて *muliercula* は道を誤った女性、とりわけ男性によって煽動され「迷信 *superstitio*」にとらわれた女性を軽蔑的に表現する語彙として用いられているという。ここでもアモロがそのようなニュアンスを込めてこの表現を用いたのだとするならば、「哀れで愚かな女性たち」と解するべきであろう。

⁵² 古代末期から中世初期にかけての時期にディジョンに存在した教会については Picard, “Dijon,” pp. 55-64; “Lettre d’Amolon,” p. 434, n. 1 を参照。「壁内 (*intra muros*)」にあった教会として Picard は3つ挙げている一方、上述の通りサン・ベニーニユは「壁外 (*extra muros*)」のグループに入れられている。

⁵³ ここは「バグス」、あるいはより一般的に「地方」と捉えることもできるが、前文でラングル司教区内の *parochiae* に言及しているため、「司教区」と解しておく。

⁵⁴ 原文では関係代名詞節 *quod Sedelocus uocatur* が *Augustodunensi territorio* にかかっているものの、*Sedelocus* と *Augustodunense territorium* を同一と捉えることはできない。なお 843 年 7 月 5 日にシャルル禿頭王がオータン司教アルテウスの願いにより、ルートヴィヒ敬虔帝によるオータン司教座教会の諸権利・財産を回復あるいは確認する文書を更新し、同教会を王の保護下に置き、インムニタス特権を承認している。その際、同司教座に属する修道院の一つとしてソリュの聖アンドキウス修道院 (*monasterium*) が挙げられているが、これはオータン市内 (*intra eandem urbem*; なお、オータン市内にある聖アンドキウス女子修道院も言及されている。同修道院へはオータン司教ヨナス [在位 850-865] の頃に、ソリュから守護聖人の聖遺物が移葬されている。N. Verpeaux, “Autun. Les fondations attribuées à Brunehaut et leurs [re]fondations carolingiennes,” *Revue Mabillon* 23 [2012], pp. 5-40, here 30f. Cf. Ch. Pietri & J-Ch. Picard, “Autun,” *Province ecclésiastiques de Lyon*, pp. 37-45, here 42f. ヨナスについては差し当たり Kikuchi, *Herrschaft*, vol. 2, pp. 682f.を参照)・同市郊外 (*in suburbio ejusdem civitatis*) を合わせて「同司教区内 (*infra eandem parochiam*)」(Fees は「小教区 *Pfarrei*」) と捉えている) とまとめられたグループに属している。 *Recueil des actes de Charles*, vol. 1, no. 23, pp. 56-59; RI 1,2,1, no. 366, pp. 151f.

ドキウス、テュルスス、フェリクスが埋葬されている教会⁵⁵において、同様のことが起こっている、というよりむしろ模倣されているということを、確かな報告によって私たちは確知しています。他方、先に触れたあなたの在郷司教を通じてお願いしましたように⁵⁶、書簡によって私にこのことの様態と推移とを、より入念に伝えて下さることをここ何日か期待しておりました。より正確かつ明快に知らされるほどに、神の恵みのお助けによって私の返答の準備がいつそう整っているよう（あなたにも）見えるでしょうから。しかしその後あなたは何も書いて下さらなかったため、彼（＝インゲラムヌス）の報告から私が知り、吟味できたことにしたがって、遅らせることなく親愛なるあなたに対する返答の義務を果たすのが良いと思われました。

したがって、これら全てのことに対して、主がもつたいなくも（私に）賜ることに応じて、手短かに答え、親愛なるあなたと共に（この）事案における不確かなところを削ぎ落とすためには、私にはとりわけ（以下のようにすることが）よいと思われまゝす。すなわち、いかなる理^{ratio}によっても、いかなる権威によっても、何らかの聖人のものだと言われている訳ではない骨——そこからまずこの好奇心のむずかゆさが生じたのだと思われまゝす——は、聖所^{sacra adita}や高名な場所からは完全に撤去され、決して教会の中ではなく、外のアトリウムに、またはとにかく壁の下方やその（＝教会の）周りに、あるいは——それがより有用だと思われまゝす——他の（教会の）周りの適切かつ清らかな場所に秘密裏に、少数の者にしか知られずに埋められるのがよいでしょう。というのも、それらは聖なるものであるとも言われているので、それらには何らかの敬意が払われるように、とはいえずである（＝聖なるものである）のか完全にはわかっていないので、決して無知な人々に誤謬^{error et superstitio}と迷信の機会が生じないようにするためです。我々は、この慎重さのゆえにはからずも何らかの非難を浴びるのではないかと恐るべきではありません。実際、全能なる神が我々に望んでおられるのは、使徒の命じるところに従って、神の御業において我々が注意深くかつ思慮深くあることです。かの使徒が述べています。「ただしすべてのものを吟味し良いものを大事にしなさい。あらゆる形の悪から自らを遠ざけなさい」⁵⁷と。また、「というのもサタン自身でさえ光の天使を装うの

⁵⁵ この3人の殉教者に献堂された *basilica* については Carron, *Peuple de saints*, vol. 2: inventaire, no. 99, pp. 123f. を参照。同バシリカの存在を確認できる最初の史料は 717 年にフラヴィニ修道院を創建したウィデラドゥス Wideradus が同年に作成した遺言状であり、自身の財産の一部をソリュの *basilica* に寄進している。The cartulary of Flavigny 717-1113, ed. by C. B. Bouchard, Cambridge/Mass., 1991, no. 1, pp. 19-28 & no. 57, pp. 135-140. Ibid. pp. 2, 18 も参照。当該遺言状の作成年を 717 年とする Bouchard の議論は *ibid.*, pp. 13-16. なお同文書中で *basilica* はしばしば *abbatia* と言い換えられており、前註 54 で言及した 9 世紀の聖アンドキウス修道院 (*monasterium*) と一体であると考えられる。

⁵⁶ つまり、本書簡はアモロからテウトバルドゥスへの 2 度目のメッセージということになる。アモロを訪ねたインゲラムヌスが司教の下へ戻った際、大司教のメッセージを口頭でテウトバルドゥスへ伝えたのか、それとも現在では逸失した別の書簡を携えていたのかは不明である。同時に、アモロが本書簡を託した使者が誰なのかも不明である（インゲラムヌスが再度来訪した可能性もなくはないが、そのような言及はない）。

⁵⁷ 『テサロニケの信徒への手紙一』 5:21-22。聖書からの引用は、聖書協会共同訳（日本聖書協会、2018 年）、バレルバロ訳（フェデリコ・バレルバロ訳『聖書：旧約・新約』講談社、1980 年）を参照しつつ訳文を作っているが、脚注に聖書協会共同訳を併記しておく。以下同様。「すべてを吟味し、良いものを大切にしなさい。あらゆる悪から遠ざかりなさい。」

です⁵⁸とも。これについては主も「あなたがたは蛇のように賢く、鳩のように無垢でありなさい」⁵⁹と述べて警告しておられます。この件において我々は、聖マルティヌスの事績のうちに、不確かなことを軽率に信じてはならないという（ことを示す）、偉大にして尊敬すべき敬虔さの模範を見出します。この祝福されまた栄光を与えられたキリストの証聖者たる司教は、彼の前任者たちが祭壇の名において⁶⁰聖別し、群がる多くの人々によって讃えられていたとある場所を、そこに埋葬された殉教者と言われている人の名も彼の受難の時期も知り得なかったため、神によって事の真理が彼に示されたことを受けて人々をも迷信という誤謬から解放するまでは、自らをその場所から完全に遠ざけ、決して自身の権威を人々の意見に合わせようとはしませんでした⁶¹。

4. また、祝福された教皇ゲラシウス（1世、在位 492-496）の教勅の中に、厳しく非難され、^{christianitatis affectus}キリスト教への熱情からおおよそかけ離れてしまったものと記されている司教たちを見出します。「彼らは建てられた教会を大胆にも ^{sacris processionibus} 聖なる儀式によって死者の名であれば何であれ」、ひよっとしたら「信者ですらない者たちの名の下に献堂しようとした」のでした⁶²。しかしまた我々は、尊

⁵⁸ 『コリントの信徒への手紙二』 11:14 「サタンでさえ光の天使を装うのです。」

⁵⁹ 『マタイによる福音書』 10:16 「あなたがたは蛇のように賢く、鳩のように無垢でありなさい。」

⁶⁰ 底本のテキストは *ab altaris tituli* となっているが、ここは Dümmler に従って *ab altaris titulo* と読むことにする。“Amulonis archiepiscopi Lugdunensis epistolae,” no. 1, p. 365.

⁶¹ マルティヌスは、不安、ためらいを感じている間、自身が同地を訪れることで民衆たちに保証を与えてしまうことを避けようとしていた。結局、民衆たちが殉教者たちの埋葬地だと考え、前任司教たちが祭壇さえ建て維持していた場所に埋葬されていたのが、実は処刑された山賊 (*latro*) だったということが、彼の祈りによって出現した亡霊 (*umbra*) の語りによって明らかとなったため、彼はそのことを皆に告げ、祭壇を撤去せよとされる。Sulpice Sévère, *Vie de Saint Martin*, ed. & trans. by J. Fontaine, vol. 1 (Sources chrétiennes 133), Paris, 1967, p. 276. 邦訳はスルピキウス・セウエルス（橋本龍幸訳）『聖マルティヌス伝』上智大学中世思想研究所編訳・監修『初期ラテン教父』（中世思想原典集成4）平凡社、1999年、883-923頁（901頁）。

⁶² 該当するテキストはイタリア南部（ルカニア、ブルッティウム）およびシチリアの司教たちに宛てられた書簡の25章である。S. Gelasii papae epistolae et decreta, no. 14, A. Thiel (ed.), *Epistolae Romanorum pontificum genuinae et quae ad eos scriptae sunt. A. S. Hilario usque ad Pelagium II.*, Brunsvigae (Braniewo) 1868, vol. 1, pp. 360-379, here c. 25, pp. 375f.; “Lettre d’Amolon,” p. 439, n. 2; Ph. Jaffé, *Regesta Pontificum Romanorum ab condita ecclesia ad annum post Christum natum MCXCVIII*, 3. ed., vol. 1: a S. Petro usque ad a. DCIV, ed. by M. Schütz, Göttingen 2016, no. 1270 (494/3/11), pp. 219f. ゲラシウスは「もし彼の地でキリスト教への熱情が確かで根付いたものであるならば」と皮肉めいた表現をしている。訳文の鉤括弧内は、若干の単語の入れ替えはあるものの、おおよそゲラシウスの書簡からの引用であるが、アモロによる「ひよっとしたら (*fortassis*)」の挿入にどこまでの意図を読み取るべきか、ここでは判断を留保する。この書簡は教勅の一つとして、アモロの生年以前に成立しフランク王国内でもアクセス可能だった複数の教会法令集に収録されているため、アモロがそうした集成のいずれかから当該テキストを知ったことを推測できる。Collectio canonum Quesnelliana (“Codex canonum ecclesiasticorum [...]” cap. LVIII, Migne, *Patrologia Latina* 56, coll. 691-704, here tit. 20, col. 702); Collectio Dionysiana (“Decreta Gelasii papae,” Migne, *Patrologia Latina* 67, coll. 301-316, here c. 25, col. 309); Collectio Hispana (“Epistolae decretales,” no. 82, Migne, *Patrologia Latina* 84, coll. 797-806, here c. 27, coll. 804f.). West, “Unauthorised miracles,” p. 300 n. 23 はアモロが引用したのは『偽イシドルス教令集』に収録されたバージョンである可能性を示唆しているが、この偽作群が840年代に成立していったものであることを踏まえると、この仮説の可否は慎重に見極める必要がある。Cf. E. Knibbs, “Ebo of Reims, Pseudo-Isidore,

ぶべきさる聖人たちのお身体が、然るべき啓示によって姿を現されるまで、あるいは郊外の墓地に、あるいは教会の片隅に、極めて長い間横たわっていた、ということを知っています⁶³。それゆえ、使徒と福音の権威、聖なる父たちの尊ぶべき模範と教えに従って、迷信の強烈なきっかけを生じさせ、しかし救いに有益であるとは何ら証明されなかったものは隠され、適切な方法で保持されるべきなのです。というのも祝福された殉教者ベニグヌスのかの教会において、あのようなことが生じたまさにその時その時において、ひとつ、あるいは多くて2つ3つの、神癒^{sanitates}あるいは癒しの^{signa}しるしが本当に、確かに示されたのならば、あらゆる喜びと尊敬をもって、そして感謝を示す適切な振る舞いをもって、確かにそれらは神の栄光と、極めて優れた栄光に満ちた殉教者の^{merita}偉績とに因るものだとしなくてはならないからです。しかしこのことを理由として、同じ殉教者の教会やその他の多くの教会で起こったとされているその他の出来事をも（奇跡だと）承認すべきではありません。なぜなら、その出来事の経過が示す限りでは、（奇跡が起こったとする）このような誤った主張がまずは最近運び込まれたのが「聖人」の遺体だというような^{vana opinio}根拠のない噂を拠り所として生じ、そして四旬節に際しておそらく——多くの地域の習慣であるように——祈りを捧げるために押し寄せてきた人々の大群に⁶⁴、全くもって未知のものが示され、勧められ、崇敬されるべきものとして無駄に教え込まれた、ということだった可能性があるからです。そしてこうしたわけで、続いて今や——あのようなことが始まったと言われている——復活祭の祝賀の時が訪れると、卑賤で邪悪な^{hominiculi}小物たちは機会に乗じ、飢えという窮乏に強いられて、あるいは利を得ることへの食欲に駆り立てられて、あのような打撃や打ちのめし、発狂、そして元に戻っての回復をでっち上げてひけらかし始めたのでしょう。彼らは男性かもしれませんが女性かもしれません。

5. 人々が根拠のない噂に騙され、こうしたことに驚嘆し、あるいは恐れ始めると、先に述べたようなことを耐えているように見えていた人々が全くもってその場から立ち去ろうとしたがらないだけでなく、あたかも新たな打撃と病に打ちのめされたかのように、決して立ち去ることができないようなふりをするほどに多くのものを、人々はそこに運び、苛まれているかのようにしている人々に、まるで慈悲心から同情しているように、与え始めました。実際、かつて神の教会において、いとも至福なる殉教者たちにつまわる記憶の中で、病人が決して癒されずに健康な人々が打ちの

and the date of the False Decretals,” *Speculum* 92-1 (2017), pp. 144-183.

⁶³ 上記註 46 で述べたように、まさにベニグヌスがこのケースに該当する。アモロがこのことに触れていないという事実と、ラングル司教グレゴリウスとテウトバルドゥスが素性のわからない遺骸に対し結果として正反対の対応をとったという点を West, “Unauthorised miracles,” pp. 299f. は強調している。

⁶⁴ “Lettre d’Amolon,” p. 440f., n. 1 によれば古代末期の教会会議においてすでに四旬節期間に聖人の祝日を祝うことは禁止されていたものの、8世紀にはその規律が緩んでいた。しかしカロリング期の「改革」を経て、9世紀にはこうした慣行を抑制・禁止する機運が再び高まっていた。例えば852年10月のマインツ教会会議では、4世紀のラオディキア教会会議決議第47条を引き合いに、四旬節期間における土曜日・日曜日に祝福されたパンを与えることや聖人の命日・祝日を祝うことが禁止されている。MGH *Concilia* 3, no. 26, c. 22, pp. 251f. なおこの時のマインツ大司教ラバヌス・マウルスはフルダ修道院長だったおよそ10年前、マインツの在郷司教レギンバルドゥスからの質問への返信において、同じラオディキア教会会議決議文の第51条を逐語引用しているが (Cf. *ibid.*, p. 251, n. 91)、同書簡で問題となっているのは四旬節期間中の肉食および祭壇ないし聖人の聖遺物にかけるの宣誓である。“Hrabani (Mauri) abbatis Fuldensis et archiepiscopi Moguntiacensis epistolae,” no. 30, ed. by E. Dümmler, *Epistolae Karolini aevi*, III, pp. 448-454, here c. 7, p. 454.

めされ正気を失ってしまうようなしるしが増えた時があったでしょうか？神の聖所において純粹無垢な少女たちを健やかにしながらも、彼女たちがその健康について両親に喜びを伝えようとした途端に再度打ちのめされ、彼女たちの両親の家に戻る事が妨げられる、そのような奇跡的な癒しを、聖人たちの神に対する祈りがもたらした時があったでしょうか？さらに言えば、一体いつ聖なる殉教者たちが、各々に敬虔な夫人たちを彼らの聖所において健康を回復させながらも、彼女たちを夫たちとは離れ離れにし、彼女たちが夫たちの家に戻る事ができないよう不意の一撃という罰によって打ちのめすようなことをしたのでしょうか？

こうしたことが、極めて邪悪な人々のまやかし、あるいは悪魔の欺瞞と嘲弄によって引き起こされたと考えない者がいるのでしょうか？此奴らは、感覚が鈍い、信仰心が空虚、好奇心旺盛、空虚なものの虜といった人々を容易く抑圧し、あるいは襲いさえます。此奴らは正しき神がそのような人々については(抑圧・攻撃を)許し給い、また自らの凶悪さが猛威を振るう中、このようなことの実行が許されているがままにそうしているのです。そしてこうしていれば一つの場所から、人間の救済を喜んで弄ぶ人々の狡知や極めて有害な悪魔の邪悪さによって、次々とあちこちでこの迷信と幻惑の病が広がったのだと思われます。その一方で、聖なる場所や聖なる殉教者たちのバシリカにおいても、醜い貪欲のためにこれらを禁じず、道を誤った人々を真正で純粹な信心の遵守へと教え導かないのみならず、彼らの奉献物や供物から自分の財布を満たしたり、飲食にふけるゆとりを得たりするためだけに、これらを続行するよう促し、彼らをあたかも信心深い者であるかのように言明し、甘言で躰かせる者たちがいます。彼らについては、正しくも預言者を通してこう言われています。「彼らは私の民の罪を食物にし、この者らの罪悪で自らの生を支えている」⁶⁵と。敬虔な父にして私の前任者⁶⁶の時代に、男も女も含む小物たちの間に見られた、そのような幻惑の虚構およびとある者たちの不健全な欲望にまつわるこうしたことを、これらについて疑うことが決して許されないほどに確かなものとして私の司教区の中で経験したのでなければ、私はこうしたことを一連のこの私の返答において述べることは決してなかったでしょう。

6. というのも実際、私は次のような者たちに何度も直面したからです。すなわち彼らは悪魔によって苛まれているかのようなふりをしてきたものの、何度も殴られ鞭打たれて懲らしめられると、誠に嘆かわしい偽装について直ちに自白し、偽装したのはその必要を満たすためだったのだと自らの窮乏と貧窮について公の場で説明したのですが、あらゆる悪魔の襲撃による傷はなかったように見えましたし、実際その通りでした。さらに私は、我々の領域からさほど遠くないところにある都市、すなわちウケティア(現ユゼス Uzès)と呼ばれナルボンヌ管区に位置する都市を知っています。その地では、先に挙げた敬虔な記憶に値する私の前任者の時代に、聖なる(ユゼスの)司教フィルミヌス(在位 538-553)の墓所においてこのような打撃と衝撃が起こり始めた時、倒れた者たちの四肢には、あたかもそこで硫黄が燃えたかのような火傷痕らしきものが見つかり

⁶⁵ 『ホセア書』4:8「彼らはわが民の罪を食物にし/その過ちを当てにする。」

⁶⁶ すなわち前任リヨン大司教にしてアモロの師であったアゴバルドゥス。なお次節でナルボンヌ地方について語られているが、ここで問題となっているリヨン大司教区での事案が何なのかは判然としない。『雷と電について(De grandine et tonitruis)』(Agobard de Lyon, *Œuvres*, pp. 130-177)でアゴバルドゥスが論駁している、雹や雷を発生させることができるというテンペスタリイ(*tempestarii*)に関して当時同地域で流布していた迷信のことを指しているのか、あるいはナルボンヌ地方で起こったようなことがリヨン地方でも起こっていたのか、“Lettre d’Amolon,” p. 444f., n. 1 は2つの可能性を示しつつ、後者寄りの姿勢を見せている。

ました。そのことに怯え驚愕した人々は、多くの^{vota ac dona}奉獻物や供物を携え大挙して教会に押しかけるようになりました。先に述べた我が父から受け取った助言に従って、今なお存命のナルボンヌ司教バルトロメウス⁶⁷は、迷信ゆえに彼らが殺し始めたその場所を、決してこれ以上は訪れないように、そしてそこに持参するようになっていたものは何であれ、むしろ困窮者たちの役に立てるよう、あるいは^{misericaordiae opera}憐れみの業をなすために費やすようと彼らに対し説教し、戒めました。以上のことがなされると、その場所や、同じようなことが既に起こり始めていた別の場所において、かの欺瞞は全て止み、信心深き人々は、望み通りの無事と平穩に安堵したのです。

7. それゆえ理性そのものが命じ、また善良な人々という模範が我々に示すように、敬虔なる熱意や司祭としての健全さと厳格さとをあなたが理解するのが良いと、私には思われます。そして祈りの家であるべき主の家が、商売の家や強盗の巣になってしまうことのないよう⁶⁸、そこからかのような悪魔の奸計と虚構——これによって、痛ましくまた嘆かわしいことに、これほど多くの哀れな人々の群れ、大部分は女性であるところの人々の群れが、虜となり心も奪われたかのように、(ベニグヌスの教会に) 縛りつけられたままになっているのです——を排除するのが良いでしょう。その際は、魂の救済も肉体の健全さも生命にとって有益なものもそこからは何ら生じることがないと知られているあのような虚しくかつ有害な集まりを中止し、それぞれの信徒^{plēbs}共同体が各々帰属している^{parrochiae}小教区および教会⁶⁹に平穩に留まるよう、皆々に誠実に告げ知らせ、強く求めるのが良いでしょう。そして聖なる洗礼を受ける場、主の御体と御血を拝領する場、^{missarum sollempnia}荘厳ミサに与る倣いとなっている場、そして自分たちの司祭によって罪に関するゆるし、病気の際の訪問、亡くなった際の埋葬がなされる場、さらに十分の一税と初穂とを納めることが命じられている場、自身の子供たちが洗礼の恩寵をもって^{initiare}入信するのを祝福する場、そして絶えず神の言葉を聞き、すべきこととすべからざることを知る場としてのかの^{sanctuaria}聖所に、^{vota}奉獻物や^{oblationes}奉納物を熱心に運び、そこで主に祈りと^{supplicationes}願いを捧げ、そこであらゆる聖人たちのとりなしを求めるべきなのです。聖人たちは(聖書に) 記されているように、「小羊の行くところへは、どこへでも従って行く」⁷⁰のであ

⁶⁷ 842年夏のアキテーヌ遠征中にシャルル禿頭王はベラリウスをナルボンヌ大司教位に据えたと考えられている(在位 842-845?)。バルトロメウスはルートヴィヒ敬虔帝への反乱の廉で835年にティオンヴィルの集会で廃位されており(当時彼はロータルと共にイタリアに逃亡していた)、彼の復位の試みは、844年6月に教皇セルギウス2世が却下したことで最終的に頓挫した。同年6月20日付のシャルル禿頭王のナルボンヌ教会宛文書においてベラリウスが大司教として言及されている。RI 1,2,1,nos. 420,430, pp. 198-200 とそこに挙げられた諸文献を参照。

⁶⁸ 『マタイによる福音書』21:13「そして言われた。『こう書いてある。／「私の家は、祈りの家と呼ばれる。』／ところが、あなたがたはそれを強盗の巣にしている。』」; 『ルカによる福音書』19:46「彼らに言われた。『こう書いてある。／「私の家は、祈りの家となる。』／ところが、あなたがたはそれを強盗の巣にした。』」

⁶⁹ カロリング期における「小教区」の存在をめぐる議論の現状は複雑だが、本文で以下に続くアモロの記述は重要な史料証言の一つである。差し当たり“Lettre d’Amolon,” pp. 448f., n. 1の簡潔な注記およびS. Patzold, *Presbyter: Moral, Mobilität und die Kirchenorganisation im Karolingerreich* (Monographien zur Geschichte des Mittelalters 68), Stuttgart, 2020, pp. 498-501の総括を参照。筆者も別稿でこの問題に触れる予定である。S. Kikuchi, “Monks, monasteries, and pastoral care in the Carolingian age: some remarks on its conditions,” M. Breitenstein & T. Ohnuki (eds.), *Pastoral Care and Monasticism in Latin Christianity and Japanese Buddhism (ca. 800–1650)*, forthcoming 2023.

⁷⁰ 『ヨハネの黙示録』14:4「この者たちは、小羊の行くところへは、どこへでも従って行く。」

り、それゆえどこであれ信心深く祈る人々の傍らにいますのであり、そして彼らを通じて、さらに彼ら自身のうちに、全能の神がいらっしゃり、神の民に次のように約束するのです。曰く、「私は、私の名の記憶があるすべての場所においてあなたに臨み、あなたを祝福しよう」⁷¹と。それゆえ各信徒共同体はそこ（＝聖所、帰属している教会）で、孤児、寡婦、貧者、巡礼たちのために、神が与え給うた少ない財産から気前よく喜捨をなし、歓待の務めを果たすべきなのであり、以前は宴会や暴飲、虚栄心の強い人たちのためになることに費やす慣わしになっていたものは何であれ、そのような自らの、そして隣人たちの救いに役立つようなことに使うべきなのです。実際のところ、これが *legitima et ecclesiastica reli* 正当かつ教会に関わる信仰のかたちなのであり、信徒たちの古来の慣習でもあるのですが、これによって新しいものの虚しさが削ぎ落とされ、福音の教えと使徒の教えという古く正しく狭い径が守られるのです。しかしもし何らかの（気力における）*langores* 衰えや（病による）*debilitates* 衰弱といったことが生じたとしても、各々は福音と使徒の命ずるところに従い、（対処の）用意ができています。すなわち彼は「教会の司祭たちを連れて来るべきで、そうすれば彼らは主の御名において彼に油を注ぎ、彼のために祈るでしょう。信仰による祈りは病にある者を救うでしょう」⁷²。

8. 主の寛大なるお恵みによって（書簡が届き）これらのことがあなたに確実かつ早急に知らされ、遵守されることとなれば、虚しく無益に供物や奉献物を納める動きは止み、偽装する者たちのあの群衆も打撃や狂気の偽装行為も無くなっていくであろうことを、神の御慈悲にかけて信じています。なぜなら、仮にもし強情な者がそのように振る舞う姿で現れようとしても、真実の告白を強制するために激しい鞭打ちによって罰せられるものと私には思われるように、各々は空虚なことや虚偽を示すのではなく、むしろ儚き体を支えるのに必要なものを求め、あるいは懇願することを強いられるであろうからです。というのも、彼の地を離れようと試みた者が直ちに新たな類の病に見舞われてしまうということがたとえ真実だとしても、これが悪魔の攻撃によって生じたことが明確であればあるほど、神が隣れみお守りくださるうちに、よりいっそう確信を持って、（彼の地から）離れるべきだからであり、信仰心をもって敵を恐れずに正当なる場所で教会の慣例に従って主の隣れみにすがるべきであるからです。事実、聖なる殉教者たちや、神と共に君臨する義人たちの霊や魂の間に悪意が存在すると疑ってはなりません。そこにおいて讃えられるべきは愛の完全な一体性と敬虔さの交わり合いです。それゆえ、一度ある聖人のところに連れてこられた病人が、聖人を試すことを避けるために、敬虔な意図で別の聖人の居所に連れて行かれたとしても、彼らは決して怒ることはなく、むしろ好意的であり、共に喜び、祝福してくださると信じるべきです。とりわけ彼らの中のひとり、すなわち偉大なる使徒パウロが、この霊の一体性に関して、他の聖人たちにこのように言っています。「あなたがたが何かのことで人を赦すなら、私もそうします。私がその人を赦したとすれば、それは、あなたがたのために、キリストの御前で赦したのです」⁷³と。しかしもし敬虔な人々が願う切望することが、哀願しつつ様々な殉教者たちやその他の

⁷¹ 『出エジプト記』20:24 「私は、私の名を思い出させるすべての場所においてあなたに臨み、あなたを祝福しよう。」

⁷² 『ヤコブの手紙』5:14-15 「あなたがたの中に病気の人があれば、教会の長老たちを招き、主の名によってオリーブ油を塗り、祈ってもらいなさい。信仰による祈りは、弱っている人を救い、主はその人を起き上がらせてくださいます。その人が罪を犯しているのであれば、主は赦してください。」

⁷³ 『コリントの信徒への手紙二』02:10 「あなたがたが何かのことで人を赦すなら、私もその人を赦します。私が何かのことでその人を赦したとすれば、それは、あなたがたのために、キリストの前で赦したのです。」

聖人たちの居所を足繁く訪ねることであるならば、古来の教会の慣習に従って忠実に実行するのに相応しいとされる、定められた正当な日があります。それはすなわち ^{rogationes generalis} 全般的祈願⁷⁴の時であり、また様々な困難や必要性のため公知された ^{laetaniae} 連禱の時、あるいは四旬節の断食の時期、あるいは殉教者たちの記念日およびその前日において、ということになります。

9. これら全てのことは普遍なる教会の ^{lex} 法に由来しており、司祭たちの説教および通告によって勧告され、全信徒の従順さと敬虔さによって実に入念に遵守されるべきです。とはいえ他の期間にも、華美や喧騒のうちにはなく、^{devotio} 信心からの静寂と純粋さと共に、聖所は適切に訪問されなくてはなりません。正当であり不断に告知されて命じられてきたこのことが、今や実に、多くの人々によって、あるいはぞんざいに放棄され、あるいはかろうじて強制によって守られるということ、そして誰も推奨したり教えたりせず、逆に反対さえしているのに、自身の魂の虚飾の故に求めているようなものに対して非常に熱心であるということは、なんと馬鹿げたことでありましょうか。彼らに対しては、至福なる使徒パウロの ^{vox} 声によって何度も教え込まなくてはなりません。曰く、「兄弟たちよ、心において子供になろうとせず、悪意において幼子であれ。心において成熟した者であるように」^{perfecti} ⁷⁵と。また至福なるヤコブがこのように述べていることも（教え込むべきです）。曰く「父なる主の前に清く汚れなき ^{religio} 宗教とは、孤児たちや寡婦たちを彼らの苦難において訪ね、汚れのないよう自身をこの現世から守ることである」⁷⁶と。そうすれば、司祭たちも人々も、これらの勧告や同様の使徒たちの勧告に注意を払い、それぞれの場所において信心深く、熱心で、かつ敬虔に主に仕えながら、虚しさや虚飾よりも、精神の清廉さと憐れみの果実とをよりいっそう強く求めることでしょう。というのも、たとえもしまやかし欺く者たちの誰かが、本当に悪魔に取り憑かれ錯乱していたとしても、教会の慣習により、彼らの場所において彼らの司祭たちによって、あるいは何処であれ殉教者たちの聖所において親類や友人たちによって、穏やかに扱われ、神の恩寵がお助けくださることで浄められるべきだったのであり、人々の混乱や喧騒を虚しく追求すべきではなかったからです。

⁷⁴ ここでの *rogationes* はいわゆるキリスト昇天祭前の3日間の連禱（連願）である *litaniae minores* を指す。これは470年頃にガリアのヴィエンヌで始まった慣行であり、800年頃に教皇レオ3世によってローマでも受容された。他方、4世紀以来ローマで慣例となっていた *litaniam maior* は4月25日に行われていた。「Lettre d'Amolon,» pp. 452f, n. 1; *Le Liber Pontificalis. Texte, introduction et commentaire*, ed. by L. Duchesne, 2. ed. (Bibliothèque des écoles françaises d'Athènes et de Rome), Paris 1955, vol. 2, Lib. xcvi, c. 11, p. 4, c. 43, p. 12, pp. 35f, n. 17, & p. 40, n. 58.

⁷⁵ 『コリントの信徒への手紙一』14:20「きょうだいたち、物の考え方については子どもとなってはいけません。悪事については幼子となり、考え方については大人になりなさい。」なお、アモロの書簡において「~ように」と訳した部分は *ut* が使われているが、現在スタンダードなウルガタ版（シュトゥットガルト版）で当該箇所は *autem* となっている。1 Cor 14:20, *Biblia sacra iuxta Vulgatam versionem*, ed. by R. Weber, R. Gryson et al., 5th ed., Stuttgart, 2007. 【上遠野】

⁷⁶ 『ヤコブの手紙』1:27「みなしごや、やもめが困っているときに世話をし、世の汚れに染まることなく自分を守ること、これこそ父なる神の前に清く汚れのない宗教です。」なお、「父なる主の前」というやや耳慣れない訳は、アモロの書簡における *apud Dominum et patrem* に対応しているが、ウルガタ版では *apud Deum et patrem*（父なる神）となっている。Iac 1,20, *Biblia sacra*. 【荻野】また *religio* に当たる部分には聖書の日本語訳それぞれで異なった訳語があげられている。聖書協会共同訳・バルバロ訳が「宗教」、新共同訳・フランシスコ会聖書研究所訳が「信心」、新約聖書翻訳委員会訳（岩波書店）が「信心深さ」としている。

主がお授けくださったままに、神の権威と父たちの教えに従い、あなたの問い合わせに対してこれらのことを入念に答えるよう取り計らいました。あなたがこれらを喜んで受け入れてくださいますよう。もしも神がより良いことを（あなたに）吹き込むことがあれば、進んで、注意深い配慮をしつつやり通してください。そうすればあなたの指導に委ねられた羊の群れは、主がお助けくださることで、誤謬という躓きを避け、信心と清廉さがいや増すことを追い求めるでしょう。さらに、このような事案に関していっそう正確かつ徹底的に知りたいと誰かが望んだ時に読めばいっそう詳細かつ掘り下げたところまで情報が得られるよう、先述の敬虔なる我が父なる ^{nutritor} 師 がすでに述べたナルボンヌ司教に宛てた書簡の写しを送りました。

全能なる主が、ご自身の教会を打ち建てるために、尊敬すべき親愛なるあなたを常に庇い、お守りくださいますように。